

スポーツ施設のストック適正化ガイドライン
(記載内容案)

平成 29 年 xx 月
スポーツ庁

目次

1. はじめに	1
1.1. スポーツ施設の現状とストック適正化の必要性	2
1.1.1. 我が国のスポーツ施設の整備状況	2
1.1.2. スポーツ施設の老朽化と地方財政の状況	5
1.2. スポーツ施設のストック適正化の必要性	6
1.2.1. 適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の必要性	6
1.2.2. スポーツ施設の安全確保	6
1.3. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方	8
1.4. 本ガイドラインの位置づけ	11
1.5. 本ガイドラインの対象	12
2. 計画策定の手順	13
3. 計画策定作業の内容	15
3.1. スポーツ施設のストック適正化計画の概要	15
3.1.1. 背景・目的	15
3.1.2. 計画の位置づけ	15
3.1.3. 対象施設の設定	16
3.1.4. 計画期間	16
3.2. 基本情報の把握	17
3.3. 施設の現況評価（1次評価）	19
3.3.1. 施設の現状情報の収集・整理	19
(1) 安全性・機能性に関する基礎情報	19
(2) 経済性に関する基礎情報	21
(3) 耐震性に関する基礎情報	22
3.3.2. 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討	23
(1) 施設の方向性の検討	24
(2) 施設の整備手法の検討	27
(3) 評価結果のとりまとめ	28
3.4. スポーツ施設的环境評価（2次評価）	30
3.4.1. スポーツ施設に関する全体方針の検討	31
3.4.2. スポーツ施設的环境に関する情報の収集・整理	32
3.4.3. スポーツ施設的环境に関する情報に基づく基本方針に関する検討	34
3.5. 個別計画の検討	36
3.5.1. スポーツ施設の機能保持	38
3.5.2. 総量コントロール	40
3.5.3. 施設不足の解消	42
3.5.4. 個別計画のとりまとめ	44
3.6. 計画の実施方法	45
3.6.1. フォローアップの実施方針	45
3.6.2. 策定・取組体制	45
3.6.3. 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進	45

1. はじめに

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）は、その前文において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と定めている。

また、同第 12 条では、スポーツ施設の整備について、「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」「スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

しかしながら、我が国のスポーツ施設は、老朽化と財政状況の悪化の中で、安全な施設を十分に提供できなくなりつつある。また、少子高齢社会を迎え、地域ごとに求められるスポーツ施設の量や質が変化していくことが想定される。地方公共団体が、スポーツ基本法に定められた理念を実現するためには、これらのスポーツ施設に関する課題に計画的に対応していく必要がある。

本ガイドラインは、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、もって国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理するものである。

1.1. スポーツ施設の現状とストック適正化の必要性

1.1.1. 我が国のスポーツ施設の整備状況

平成27年体育・スポーツ施設現況調査において、我が国の体育・スポーツ施設は約19万施設あり、このうち6割が学校体育施設、3割が公共スポーツ施設となっている。(図1)

※体育・スポーツ施設現況調査における施設数とは、施設種別ごとの数であり、例えば1つの建物に体育館とプールがある場合には、2施設となる。

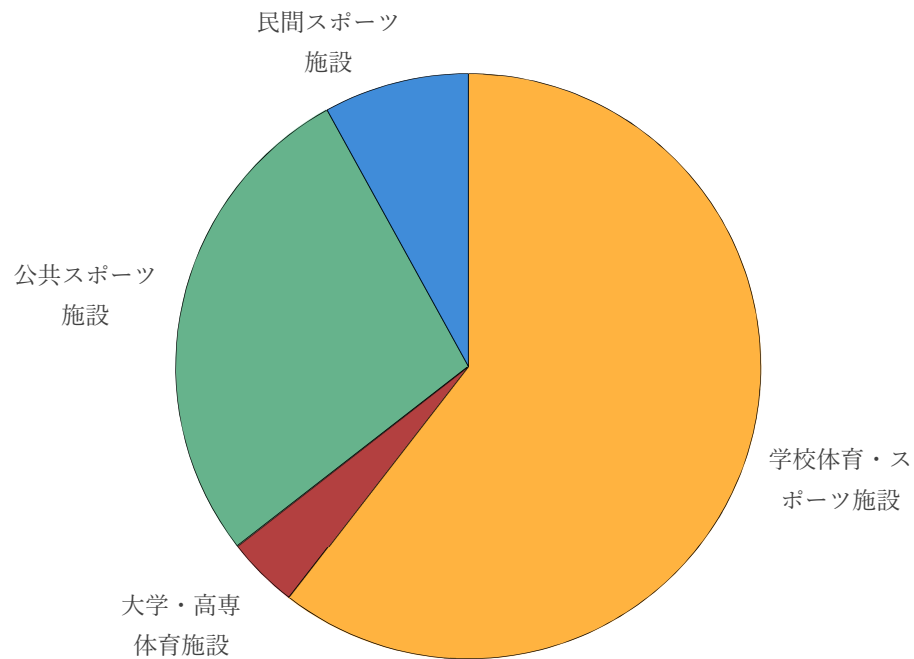


図1 我が国の体育・スポーツ施設

また、平成8年度以降の施設数の推移を見ると、継続して減少傾向にあるが、平成20年度調査から平成27年度調査までの期間に減少した施設のうち、小中学校における減少が約83%、公共スポーツ施設の減少が5%となっており、体育・スポーツ施設の減少は主に小中学校において発生しているものと考えられる。(図2)

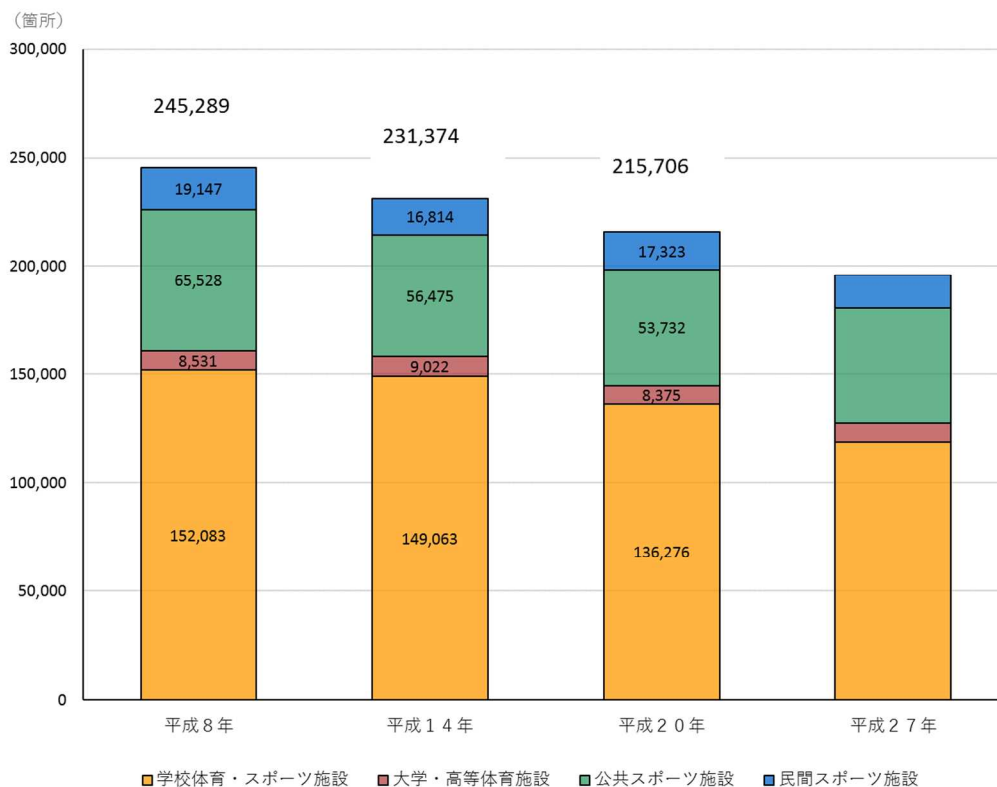


図2 体育・スポーツ施設数の推移

図 1、図 2 において、公共スポーツ施設とは、教育委員会又はスポーツ部局が所管する施設である社会体育施設（条例上、体育やスポーツを設置目的として設置される文教施設）と、社会教育施設に付帯するスポーツ施設（公民館や青少年教育施設など、条例上、体育やスポーツを設置目的としていない文教施設に付帯して設置されている体育館やグラウンド等）の合計である。社会体育施設のための施設数は平成 11 年以降ほぼ横ばいであり（図 3）、公共スポーツ施設の減少は、主に社会教育施設に付帯するスポーツ施設の減少である。

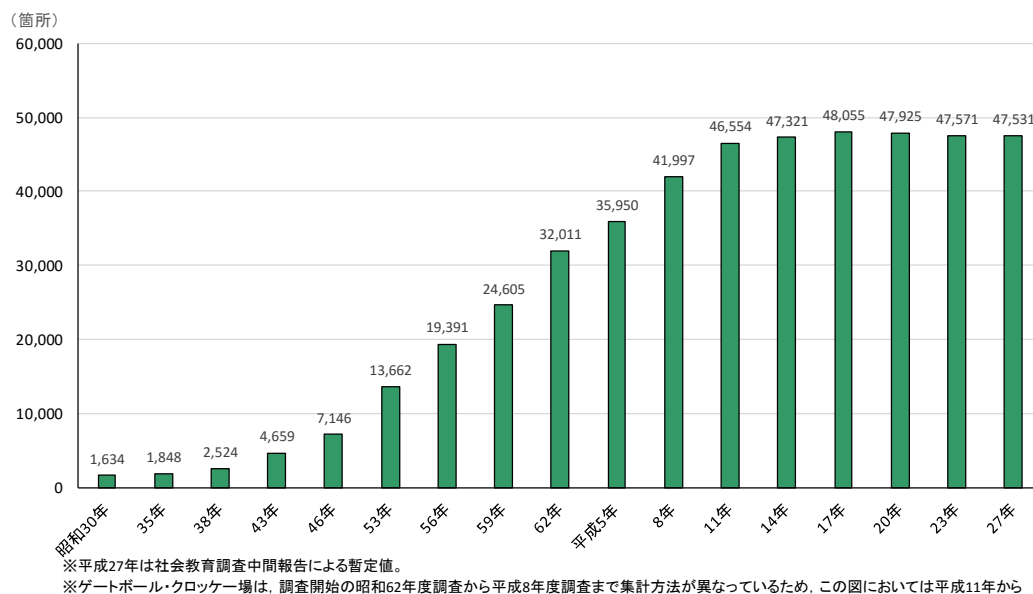


図 3 社会体育施設数の推移

地方公共団体が設置するスポーツ施設には、これらのほかに、都市公園法第 2 条第 2 項第 5 号に規定される都市公園内の運動施設や、港湾、農業、福利厚生等の施設として設置されている施設が想定される。

このうち、都市公園内の運動施設については、都市公園データベース（国土交通省都市局公園緑地・景観課）において設置数が調査されており、継続して増加傾向にある（図 4）。



図 4 都市公園の運動施設数の推移

なお、体育・スポーツ施設現況調査では、こういった教育委員会又はスポーツ部局が所管する施設以外の施設まで網羅的な調査はできていない。地方公共団体が設置しているスポーツ施設は体育・スポーツ施設現況調査の結果よりも多い。

1.1.2. スポーツ施設の老朽化と地方財政の状況

我が国のスポーツ施設は、高度経済成長期に建設が進んでおり、今後、老朽化が進むことが想定される。平成26年にスポーツ庁が全国24市町村を対象に行ったサンプリング調査では、築30年を経た施設が6割程度となっている。

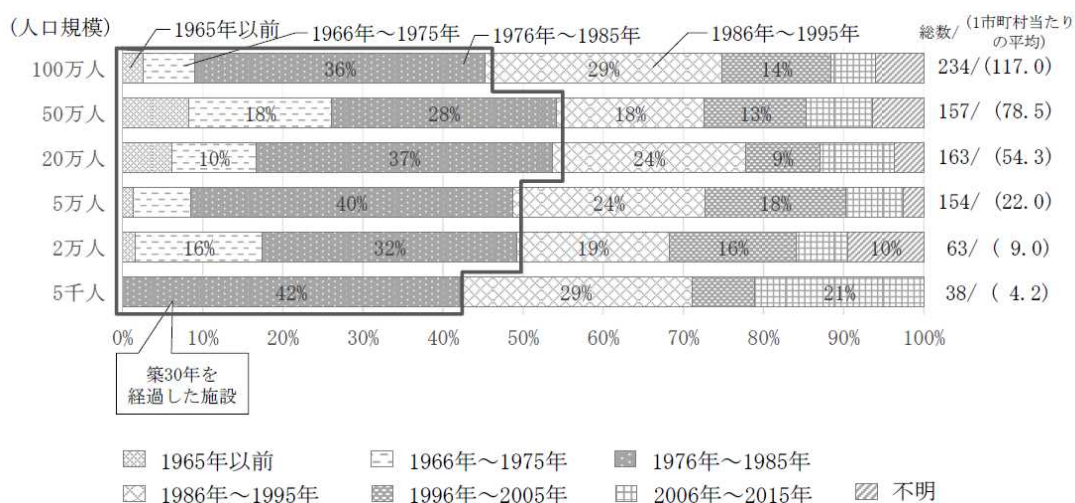


図5 学校体育施設以外のスポーツ施設の設置年度別構成

施設の老朽化が深刻化する一方、地方財政における体育施設費は平成7年をピークにほぼ半減している。

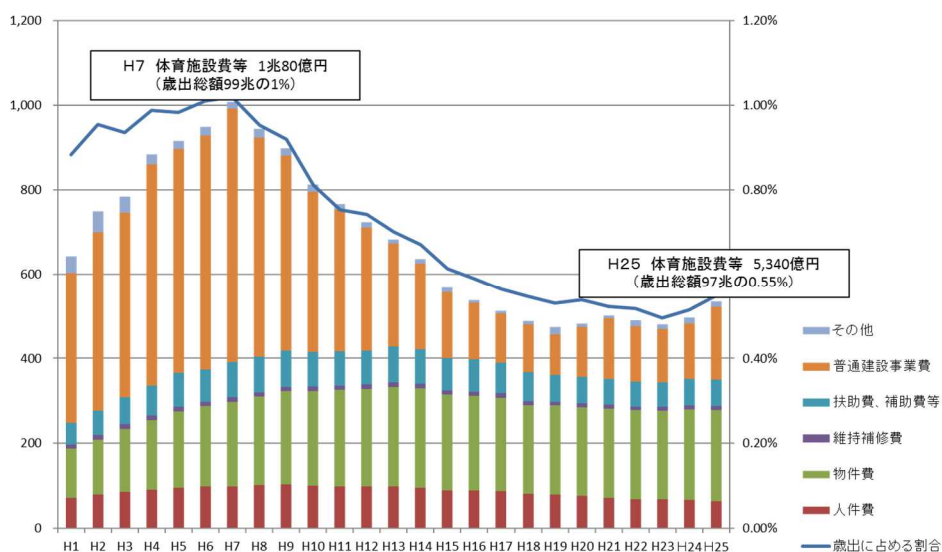


図6 地方財政における体育施設費の推移

1.2. スポーツ施設のストック適正化の必要性

1.2.1. 適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の必要性

これまで、スポーツ施設の整備は必ずしも計画的に行われて来たわけではなく、大規模な大会や競技団体からの要望などを契機として、その都度対応を行ってきたことが多い。現在も、各地でスポーツ施設の整備が行われているが、例えば、既存施設の老朽化・耐震化対策が行われているか、小規模なスポーツ施設を地域に複数整備するのか大規模な施設を1つ整備するのかの比較検証がなされているか、近隣市区町村と施設の共有化を図れないか、当該施設を今後数十年にわたり維持管理できる見通しがあるのか等、十分な検証と計画に基づいた整備が行われているケースは必ずしも多くない。

図3のとおり、我が国の社会体育施設は、この30年で2倍近くに増加し、さらに小中学校には社会体育施設の倍以上の施設が存在している。にもかかわらず、一般利用の予約ができない、大会の開催場所が確保できないなど、スポーツ施設が足りないとの声は大きい。既存施設の運用改善や学校開放を継続的に図るとともに、安全なスポーツ環境を持続的に提供するために、地方公共団体ごとに、どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた計画を策定する必要がある。

施設の老朽化や財政負担を考えれば、人口減少と併せて施設数が減少することも想定される。そのような状況下において、どういったスポーツ環境をどのように地域に適切に提供していくのか、早期に検討が進められるべきである。

1.2.2. スポーツ施設の安全確保

スポーツを行う目的は、競技力の向上から健康増進まで様々であるが、あらゆるスポーツの実施者にとって、スポーツ施設は日常生活より激しい身体活動を行う場である。また、すべてのスポーツの実施者は、ケガや故障をできるだけ避けたいと考える。スポーツによるケガや故障には様々な原因が考えられるが、スポーツ施設の管理不足による事故（施設に起因する事故）については極力発生しないように施設の管理を行うべきである。スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故について日頃より十分な情報収集を行うとともに、そのような事故が発生しないよう施設を健全な状況に維持し、危険が予見される場合には使用の一時中止を行う等適切な対応が必要となる。このために、職員や指定管理者等に対し、体育施設管理士等の施設管理に関する資格取得を進めることも重要である。

スポーツ施設の老朽化によって、一般に事故の発生リスクは高まると考えられる。過去に発生した事故において、行政職員個人の業務上の過失が認められた判決もあるように、指定管理や業務委託を行っていたとしても、施設の所有者である地方公共団体が施設の安全確保に努めなければならない。

スポーツ施設に起因する事故の中で、特に重大な事故につながりうるものとしてプ

ールと体育館のフローリングがある。プールについては文部科学省・国土交通省が策定しているプールの安全標準指針、体育館のフローリングについては消費者庁の安全評価委員会の報告書（平成29年度内にとりまとめ予定）に基づき、施設の管理を行うべきである。

- ・プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省・国土交通省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306_538_01_1.pdf

1.3. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方

スポーツ施設はほかの社会資本と比較して以下のような特徴があり、ストック適正化の検討に当たってはこれらの特徴を踏まえたうえで検討する必要がある。

① 様々な施設種別がある

スポーツは多種多様であり、地域によって盛んなスポーツは異なる。スポーツ施設の種別も多様であり、体育館のように複数種目が実施できる施設もあれば、実施できる種目が限られる施設もある。そのため、必要なスポーツ施設を例えば人口当たりの施設数等で全国一律に定めることは難しく、地域の実情に応じて決定していく必要がある。

② 利用目的や大会に応じて要求される施設が異なる

一定規模以上の競技大会などを開催できる規模の施設（「競技用施設」）と地域住民が日ごろの運動のために利用する施設（「住民用施設」）は規模や仕様が異なる。「競技用施設」は、「住民用施設」としても使用できるが、「住民用施設」と比較して基本的に整備費や維持管理コストが高い傾向にあり、整備・保有することについて近隣自治体との共有化を図るなど、より慎重に検討すべきである。スポーツ実施率向上や生涯スポーツの観点からは、地区ごとに小規模なスポーツ施設があることが望ましい場合も考えられる。

特に、過去の大規模な競技大会開催を契機として整備された数千席の観客席を有するような「競技用施設」については、ストック適正化の検討において、今後の観客席の稼働状況の見込みや維持管理・更新に要するコスト、周辺施設での受け入れ可能性等を踏まえ、競技に必要な機能を残し、観客席を最小限にする等、競技用施設から住民用施設への転換を検討することも考えられる。

一方、スポーツ庁では平成28年11月に「スタジアム・アリーナ改革指針」を策定し、スポーツを「観る」ことを主な目的とした施設については、収益性の確保や建設コストや維持管理コストの最適化により、サステナブルな施設とすること等を示している。数千席の観客席を有するような「競技用施設」のうち、スタジアム・アリーナに転換できるものについては、指針を踏まえた運用の変更等を行ってもよい。

・スタジアム・アリーナ改革指針（平成28年11月16日スポーツ庁）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/008_index/toushin/1379557.htm

③ 利用料金収入をストック適正化に活用できる

現在、スポーツ施設の多くは利用料金が設定されているが、スポーツ施設をより長期間、安全に利用できる状況を維持するためであれば、利用料金について柔軟な検討を行ってよい。

ただし、施設の利用料金見直しにあたっては、そのコストについて十分な情報公開を行う必要がある。たとえば、ストック適正化の検討において、今後の施設毎の維持管理経費を算出し、その上昇分をいつ、いくらくらい利用料金で回収する必要があるのかの長期見通しや、利用料金の変更がある場合とない場合でどの程度施設の使用可能期間が変わるのか等、十分な情報公開を行いながら、利用者に対する合意形成を図っていく必要がある。

④ 防災施設として位置づけられている

スポーツ庁の調査では、社会体育施設である体育館のうち、7割が地域防災計画等において防災時の避難施設に位置づけられている。このように、スポーツ施設の多くは避難所、避難場所、防災拠点等として、災害時に使用することとなっており、備蓄や貯水等の機能を有している場合がある。また、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言」では、総合体育館のような大空間を有する施設が学校の早期再開に資する可能性があることも踏まえ、構造体の耐震化や吊り天井の落下防止対策を推進することが必要であることについても触れられている。

このような施設は、施設の老朽化や利用状況といったスポーツのための機能とは別に、防災部局と連携し、防災上の位置づけを踏まえた検討が必要である。

- ・「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成28年7月熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

⑤ 周辺自治体や民間との連携が想定しやすい

広域連携により周辺自治体や都道府県と保有するスポーツ施設の役割分担を行ったり、既存の民間施設の利用を促進したりすることにより、地方公共団体が自ら多様なスポーツ施設を保有する必要がない可能性がある。

特に、「競技用施設」については、大会の広域開催などを図りつつ、施設保有の役割分担を図ることが必要である。この際、都道府県において、所有するスポーツ施設に関する市区町村間の情報共有の場を設ける等の取り組みも想定される。

⑥ 学校内に多くのストックが賦存している

前述のとおり、スポーツ施設のうち6割が小中学校内に賦存している。スポーツ基本法第13条では、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」旨が規定されており、ストック適正化の検討にあたっては、既存ストックである学校体育施設の活用を同時に検討すべきである。特に、「住民用施設」については、学校施設の開放による対応を積極的に図っていくことが望ましい。

なお、関連する規定として、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 26 号）第 85 条「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」、社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）第 44 条「学校（国立学校又は公立学校をいう。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」、がある。スポーツ庁では第 2 期スポーツ基本計画において学校体育施設について開放事業の運用の在り方に関する手引きの策定を行うこととしている。

⑦ 所管が複雑である

教育委員会やスポーツ部局が整備・管理する施設以外にも公共スポーツ施設が存在し、所管が複雑である。ストック適正化の検討に当たっては、学校、都市公園、港湾、農業、福利厚生等の関係部局の所管施設について把握し、連携を図る必要がある。ただし、すでに長寿命化計画等の検討が進められている施設については、当該計画との整合を図らなければならない。

また、スポーツ施設以外にも公民館や集会所等がスポーツの場として利用されている。身近にスポーツに親しむことのできる環境の整備を検討するにあたっては、こういった施設の活用も含めて検討する必要がある。

⑧ PPP/PFI により民間ノウハウの活用が見込まれる

社会教育調査によれば、社会体育施設の 4 割で指定管理が行われている。

しかし、業務内容や契約内容等が制限され、本来の指定管理者の管理運営能力が十分に発揮されていない施設が多いと指摘されている。民間ノウハウをさらに活用できるよう自由度を認めることにより、利用者に対するサービスの向上と財政負担の軽減を図る必要がある。ストック適正化の検討に当たっては、より自由度の高い指定管理やコンセッションの導入等により、利用者に対するサービスの向上やコスト削減の可能性を検討すべきである。

なお、公共施設において民間事業者が収益をあげられる場合、官と民で適切にリスクを分担しながら適切にプロフィットシェアリングをする観点が必要である。PPP/PFI を通じた民間ノウハウの活用によりサービスを向上して利用者を増やし、その収益を適切にプロフィットシェアリングすることで財政負担を軽減していくことが望ましい。

1.4. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づき文部科学省において作成した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備のために「点検・診断、個別施設計画の策定、修繕・改修等の各段階における指針・手引」を充実させることとなっていることから、文部科学省が所管している公立社会教育施設のうち体育施設に関し、個別施設計画の策定のための指針・手引として作成するものである。

また、「「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」（骨太方針）」（平成28年6月2日閣議決定）において、「地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。そのため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定する」とされたことを受け、このガイドラインとして策定している。

なお、本指針は、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づく技術的助言である。

- ・ インフラ長寿命化基本計画

http://www.cas.go.jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf

- ・ 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）

http://202.232.190.211/a_menu/shisetu/infra/index.htm

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」（骨太方針）

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>

1.5. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、主に市区町村を対象として策定しているが、都道府県の個別施設計画策定にあたっても参考としていただきたい。

対象となる施設は、1次評価では社会体育施設を対象としている。2次評価においては、住民に対する持続可能なスポーツの場の提供を目指すことから、学校開放や他部局所管の施設も含んだ検討を行った上で、社会体育施設の個別施設計画を策定する。

施設種別については、体育・スポーツ施設現況調査における施設種別を元に、特に、多くの地方公共団体が所有する施設について、形態や機能等を踏まえて表1のように設定することが考えられる。ただし、検討にあたっては、所有するスポーツ施設の数量や傾向を踏まえ、体育・スポーツ施設現況調査における施設種別を単独でストック適正化における施設種別として扱ったり、新たな種別を追加したりして差し支えない。

表 1 ストック適正化における施設種別の設定例

ストック適正化における施設種別	スポーツ体育施設現況調査における施設種別
グラウンド等	多目的運動広場、野球場・ソフトボール場、ゲートボール・クロッケー場、球戯場
体育館	体育館
武道場	武道場、柔剣道場、柔道場、剣道場
水泳プール	水泳プール（屋外・屋内）
陸上競技場	陸上競技場
トレーニング場	トレーニング場
庭球場	庭球場（屋外・屋内）

2. 計画策定の手順

スポーツ施設のストック適正化に関する計画を策定するにあたって、標準とする策定フロー（案）を次ページに示す。策定フロー（案）を参考に、議論および検討を行い、計画を策定するものとする。

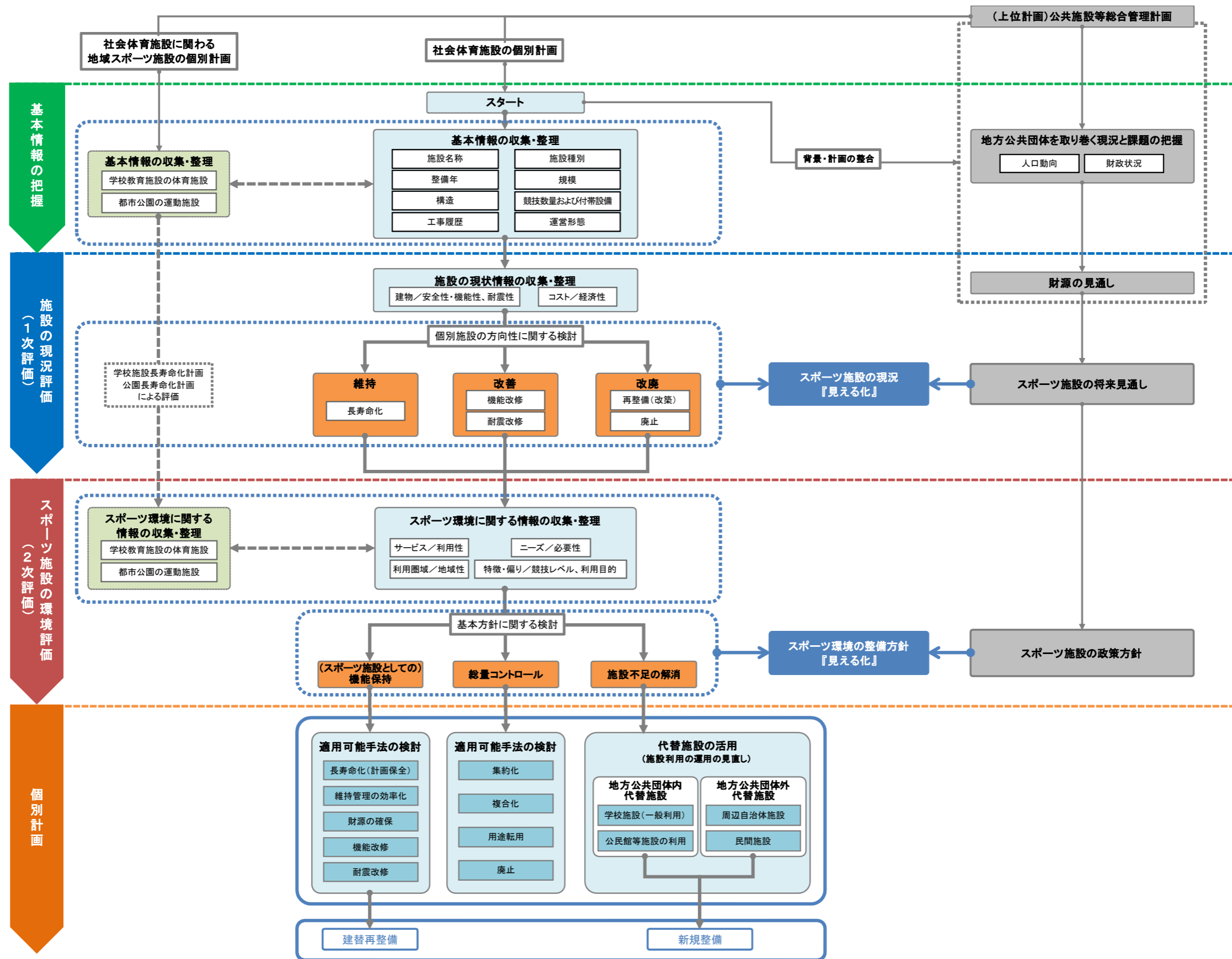


図 7 策定フロー (案)

3. 計画策定作業の内容

3.1. スポーツ施設のストック適正化計画の概要

3.1.1. 背景・目的

各地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の策定にあたっての背景および目的を記載する。

解説)

- ・ 国の定めるスポーツ基本法およびスポーツ基本計画を踏まえて各地方公共団体が定める地方スポーツ推進計画に基づいて、各地方公共団体のスポーツ振興の基本的な考え方やあり方、スポーツ施設や各地方公共団体を取りまく環境等で直面している課題を整理し、本計画の策定の背景および目的を記載する。
- ・ 背景・目的を記載するに当たっては、公共施設等総合管理計画等の方針等を踏まえつつ、次に示す項目を記載することが考えられる。
 - －各地方公共団体のスポーツ振興の基本的な考え方や担うべき役割・責務
 - －スポーツ施設の環境の現状（施設整備や老朽化の状況など）
 - －その他（人口構成、財政など）

3.1.2. 計画の位置づけ

各地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の位置づけを記載する。

解説)

- ・ 「1.4 本ガイドラインの位置づけ」に示す各計画や、各地方公共団体で策定している総合計画や地方スポーツ推進計画、公共施設等総合管理計画、地域防災計画、さらには、教育、福祉、都市計画の関連の計画等との関係を整理して、本計画の位置づけを示す。

3.1.3. 対象施設の設定

スポーツ施設のストック適正化計画の対象施設を記載する。

解説)

- ・ 本計画の策定に当っては、地方公共団体の所有する社会体育施設を対象として記載する。
- ・ なお、学校教育施設の体育施設や都市公園内の運動施設にも配慮しながら検討する。具体的には、都市公園の運動施設に長寿命化計画が立案されているなど、別途、関連する個別計画が策定されている場合は、その計画と調和したものとする。

3.1.4. 計画期間

スポーツ施設のストック適正化計画の計画期間を記載する。

解説)

- ・ 本計画は、施設の維持だけでなく、改善や廃止等も含んだ内容となるため、中長期的な方針を打ち出すことが必要となる。一定の期間を要することから、10年以上で設定することとする。
- ・ また、計画の内容は、社会情勢の変化、地域の変化、事業の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととする。

3.2. 基本情報の把握

各地方公共団体が保有するスポーツ施設の基本情報を収集・整理し、ストックの状況を記載する。

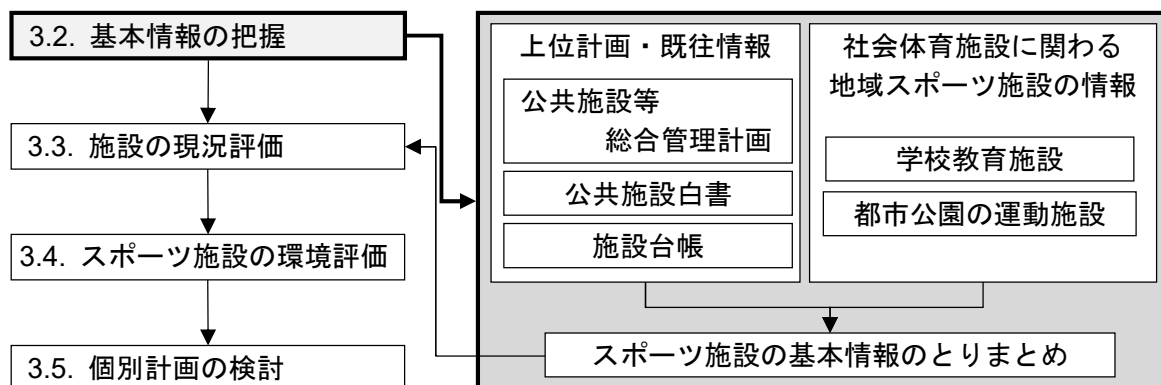


図 8 基本情報の把握の流れ

解説)

(基本情報)

- ・ スポーツ施設の基本情報は、表 2 が考えられる。これらは、今後の検討に必要最低限の情報であり、地方公共団体の実情に合わせて追加すべき情報項目を判断する。
- ・ 固定資産台帳や公共施設白書、公共施設等総合管理計画等において基本情報が整理されている場合は、それらを活用する。
- ・ 基本情報が整理されていない場合は、所管部局にアンケート調査やヒアリング調査を実施して必要な情報を収集する。
- ・ 基本情報は、施設単位で収集する。この場合の施設単位とは、原則として1次評価において1つの施設として捉えることが想定されるものである。施設の状況に応じて個別に判断するものであるが、一般論として、建築物であれば含まれている複数の施設種別を合わせて1つの単位とし、同一敷地に屋外の異なる施設種別が複数ある場合には、それぞれの施設種別を1つの単位として捉えることを想定している。例えば施設の廃止をする場合を想定すると、総合体育館は1つの施設であって個別の施設種別のみを残すことは考えにくい。同一敷地内に多目的運動場とテニスコートがある場合は、どちらかのみを廃止することがあり得る。

表 2 基本情報の項目（例）

項目	細目（例）
施設名称	施設名称、棟名称（複数の建物がある施設の場合に必要）
施設種別	施設種別（例：体育館、プール、グラウンド 等）
整備年	竣工年（年度）、供用開始年（年度）
規模	階数、延床面積、建築面積
構造	構造の種類（RC造/SRC造/S造）
競技数量および付帯設備	競技可能な種目、面数、観覧収容人数 屋内/屋外、照明の有無 等
工事履歴	工事の内容、実施年（年度）、費用、設計・建設会社名 等
運営形態	直営、委託、指定管理委託、PFI、包括管理 等
その他の機能	地域防災計画上の避難所・避難場所等の位置づけ 等

（関連情報）

- ・ スポーツ施設の他に、関連情報として学校教育施設の体育施設（体育館、武道場、グラウンド、プール等）や都市公園内に整備された運動施設に関しても、基本情報の収集・整理を行っておく。
- ・ 学校教育施設の体育施設に関しては教育委員会にて管理している施設台帳を、都市公園内の運動施設に関しては公園の管理台帳および公園長寿命化計画に整理している情報を入手して作成することができる。

施設名称		施設種別	整備年		規模				構造	競技数量及び付帯設備										工事履歴					運営形態	その他 防災計画 上の 位置づけ
施設名称	棟名称		竣工 (年度)	供用 開始 (年度)	地上 階数	地下 階数	延床 面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)		バレー ボール	バドミ ントン	野球	ソフト ボール	テニ ス	ゲー トボー ル (人 数)	観 覧 収 容 人 数	屋 内	屋 外	照 明	内容	実施年 (年度)	費用 (百万 円)	設計会社	建設会社		
A体育館	本棟	体育館	1967	1967	3	1	1,693		RC	3	10	2	-	-	-	2,000	●	-	-	大規模	2000	500	O設計	P建設	指定管理	避難所
	倉庫		1967	1967	1	0	100		RC	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B野球場	-	グラウンド	1965	1965	-	-	16,882		-	-	-	1	-	-	-	2,000	-	●	●	-	-	-	-	-	直営	一時避難場所
C水泳場	-	水泳場	1980	1980	2	-	7,512		RC	-	-	-	-	-	-	500	●	-	-	-	-	-	-	-	指定管理	-
D庭球場	-	庭球場	1985	1986	-	-	7,020		-	-	-	-	8	-	-	200	-	●	●	-	-	-	-	-	指定管理	-
E弓道場	-	武道場	1990	1990	1	-	444		W	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	指定管理	-

図 9 基本情報の整理のアウトプットイメージ（参考）

【基礎情報の参考事例】
事例 1、事例 2、事例 3

3.3. 施設の現況評価（1次評価）

各地方公共団体が保有する個々のスポーツ施設について、施設の性能を把握するため（安心・安全に利用するため）に必要な基礎情報を収集・整理し、その情報に基づき、個別施設の方向性及び整備手法を検討し、その評価結果をとりまとめる。

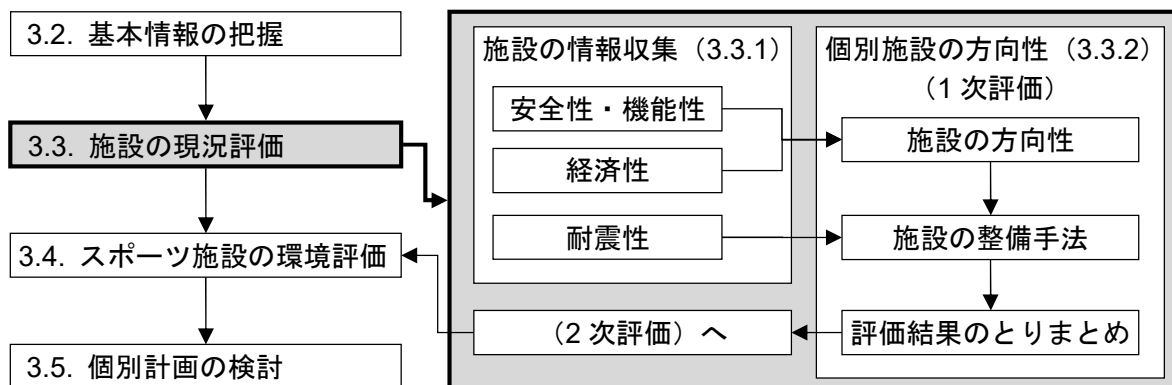


図 10 1次評価の流れ

3.3.1. 施設の現状情報の収集・整理

施設の現状を明らかにするために、「安全性・機能性」「耐震性」「経済性」の分析に資する基礎情報を収集・整理する。

(1) 安全性・機能性に関する基礎情報

解説)

- ・ 「安全性・機能性」の分析のための基礎情報を収集し、それぞれの項目について劣化状況（健全度状況）もしくは対策の実施状況等について整理する。

- ① 安全性については、劣化状況が利用者もしくは第三者の安全に与える影響について把握する。劣化事象が与える影響が大きいため、原則として専門技術者の意見を聞きながら、状況を把握することが望ましい。
- ② 機能性については、施設および付帯施設の劣化状況を踏まえ、施設の機能（性能）が発揮できているかを把握する。施設管理者の日常的な保守点検により状況を把握する。
- ③ 法令への適合状況については、建築基準法、消防法等に係る法定点検結果から、是正報告の有無、および是正実施の有無について把握する。
- ④ 屋外運動施設は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成24年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課）に準じ、各施設の健全度に関する基礎情報を把握する。

- ⑤ スポーツ環境の場を安全な状態で提供していくため、スポーツ施設に係る事故例等を参考としながら、必要となる安全対策の実施状況に関する情報を把握する。

表 3 「安全性・機能性」に関する基礎情報の収集項目（例）

項目		細目（例）
安全性	経過年数	・竣工年からの経過年数
	躯体の安全性	・躯体の劣化状況（剥離、ひび割れ等の損傷）
	外被性能	・屋根および外壁等からの漏水の有無 ・屋根の劣化状況（勾配屋根材、防水材の劣化） ・外壁材の劣化状況（剥離、落下の危険性の有無）
機能性	空間性能	・室空間に関する問題（広さ、高さ等） ・内装材の劣化状況（天井、壁、床、建具等）
	室内環境性能 （電気・機械）	・室内環境（空調、衛生、音、光）に関する問題 ・設備機器の劣化状況 ・運用上に関する問題（設備運転、設備仕様等）
	その他	・バリアフリー対応の状況 ・省エネ対策の状況
法令への適合状況		・建築基準法：特殊建築物等の定期調査報告 建築設備の定期調査報告 昇降機等の定期調査報告 ・消防法：消防用設備等点検の結果 ・電気事業法：自家用電気工作物の定期点検
屋外運動施設の状況		・舗装の健全度（クレイ系、芝生、人工芝等） ・附帯施設の健全度（フェンス、スコアボード、ダグアウト、観覧席、外周壁等） ・附帯設備の健全度（照明、散水、排水等の設備）
スポーツ施設の 安全対策 （※3）	施設の安全 対策	・屋内スポーツフロアー（すべり転倒、床板割れ、床金物のゆるみ等） ・水泳プールの安全管理（飛び込み、溺水、排水口吸込事故等）（※1） ・屋外スポーツコート（平坦性の維持） ・特定天井対策の実施状況（※2）
	用具・器具 の安全対策 （参考）	・空気の抜けたボール、裂けた竹刀、 ・落下防止（吊下げ・壁面固定バスケットゴール等） ・移動防止（サッカーゴール等） ・強化、防振対策
	安全管理の 体制（参考）	・安全管理マニュアルの整備および周知徹底 ・教育および訓練の実施

- ※1: 参考指針:「プール安全標準指針」(平成 19 年 3 月策定 文部科学省・国土交通省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- ※2: 関連法令:「建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 217 号)」、
「特定天井及び特天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成 25 年国土交通省告示第 771 号)」等が平成 26 年 4 月 1 日に施行
参考基準:「建築物の天井脱落対策に係る技術基準の解説」
(一般社団法人建築性能基準推進協会 <http://www.seinokyo.jp/>)
- ※3: 「体育施設管理士養成講習会資料」
(公益財団法人 日本体育施設協会、独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

(2) 経済性に関する基礎情報

解説)

- ・ 経済性の分析のための基礎情報として、コスト(運営維持管理費、光熱水費・通信費、更新費)および利用料金等の収入に関する情報を収集する。
 - ・ 更新修繕費については、各地方公共団体で策定している公共施設等総合管理計画や公園施設長寿命化計画などでの試算を参考とする。
 - ・ 屋内運動施設の更新修繕費は、公共施設更新費用試算ソフト(総務省)を用いて試算することが可能である。また、地方公共団体で独自の試算方法を用いている場合は、その方法を活用してもよい。
- ※公共施設等更新費用試算ソフト: <http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>
- ・ 大規模な施設の更新修繕費は、施設の特異性を考慮し実態に合わせて試算する。
 - ・ 運営維持管理費、光熱水費・通信費、収入に関する情報は、施設の所管部局で管理しているデータから収集・整理する。

表 4 経済性に関する基礎情報の収集項目(例)

項目	細目(例)
運営管理費	各種委託料(清掃、設備管理、警備、法定点検等)、指定管理料、PFI 運営管理料
光熱水費・通信費	電気、ガス、水道、下水道、通信
更新修繕費	今後の改修・建替えに係るコスト
収入	利用料金

(3) 耐震性に関する基礎情報

解説)

- ・ スポーツ施設のうち建築物として扱われる構造物については、耐震性を把握する。
- ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震促進法)により、不特定多数のものが利用する 1981 年以前の旧耐震基準で設計された建物のうち、特定の用途や一定規模以上のものを「特定建築物」とし、耐震性の確認と、改修に関して努力義務が規定されているため、該当する建物であるかを把握する。
- ・ 耐震診断が実施されている場合、その結果を把握するとともに、耐震改修が必要と診断されている場合は、その後の耐震改修の実施の有無について把握する。
- ・ 耐震改修促進計画を策定している地方公共団体については、それにより耐震化の実施状況を把握する。

表 5 「耐震性」に関する基礎情報の収集項目 (例)

項目	細目 (例)
適合する耐震基準	・ 1981 年以前の耐震基準 (旧耐震基準)
耐震診断	・ 旧耐震基準による建物である場合、診断の実施の有無 ・ 診断結果から耐震改修の必要性についての有無
耐震改修	・ 耐震改修の実施の有無

(用語解説)

- ・ 耐震基準：建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981 年 (昭和 56 年) 5 月 31 日までの建築確認申請において適用された基準が「旧耐震基準」といい、これに対して翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

(耐震診断および耐震改修において適用される基準および参考図書)

- ・ 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (建設大臣官房官庁営繕部)」
- ・ 「官庁施設の総合耐震計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)」
- ・ 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (一般財団法人建築保全センター)」
- ・ 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説 (一般財団法人日本建築防災協会)」

3.3.2. 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討

収集した情報をもとに施設の現状を評価する。評価結果をもとに個々のスポーツ施設の方向性等を検討し、その結果を記載する。

解説)

- ・ 「安全性・機能性」、「経済性」、「耐震性」の評価結果から、以下の図 11 のフローチャートに基づき、施設の方向性および整備手法を検討する。
- ・ 1 次評価は、スポーツ施設の安心・安全な利用のために必要となる最小限の基礎情報に基づき、施設の方向性等について簡易的に判断するものである。この結果により、スポーツ施設のストック適正化計画としてとりまとめてもよい。
- ・ ただし、これは簡易的な検討であり、この後に示す「スポーツ施設的环境評価（2 次評価）」を行い個別計画を立案することが望ましい。
- ・ 特に施設の方向性が「改廃」対象となった施設の「再整備」もしくは「廃止」の判断は、2 次評価にて行うことが望ましい。ただし、1 次評価において、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては「廃止」と判断してもよい。

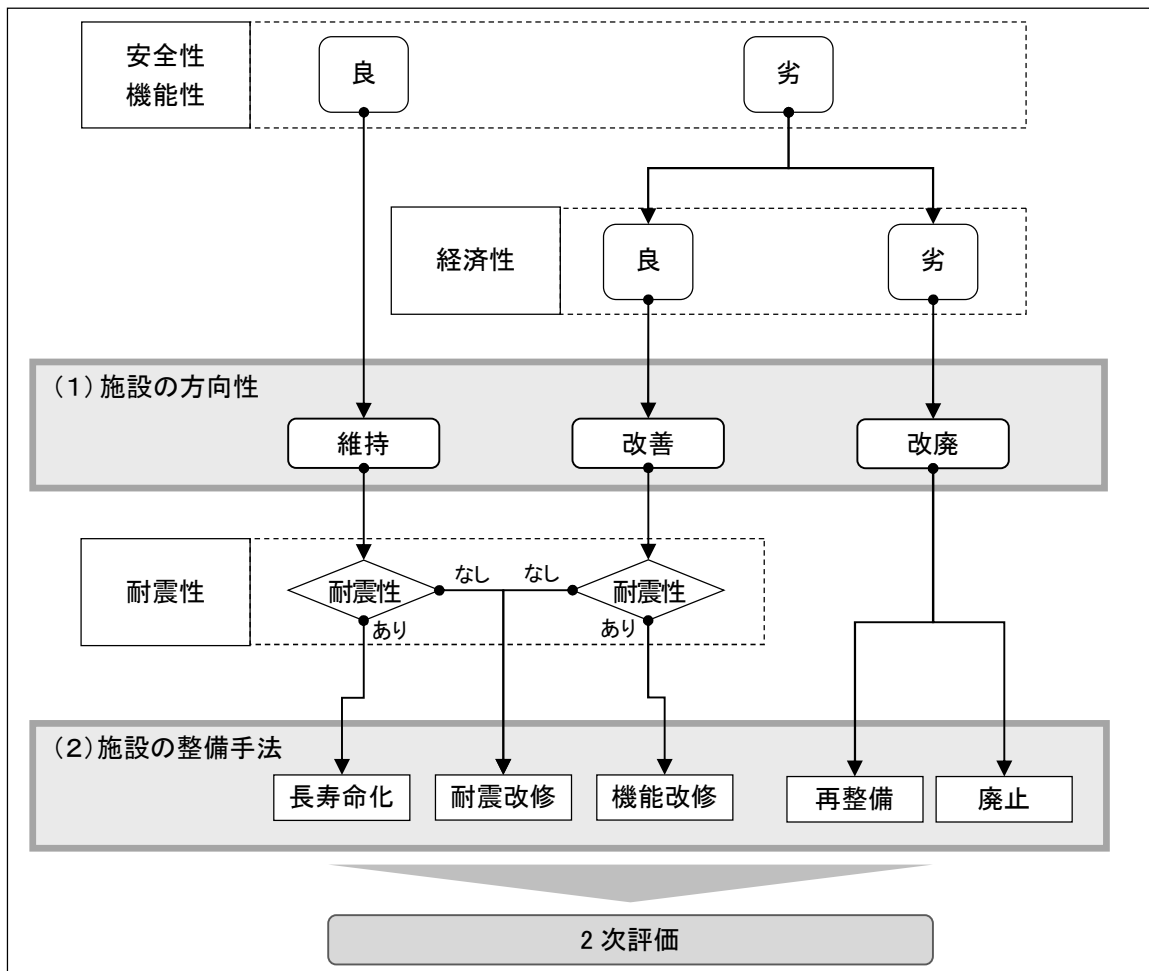


図 11 施設の現況評価（1 次評価）のフローチャート（案）

(1) 施設の方向性の検討

解説)

- ・ それぞれの施設に対して、「維持」「改善」「改廃」の施設の方向性を検討する。

表 6 個別施設の方向性の概要

方向性	整備手法	内容
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の建物をより長く使用する。
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。
改廃	再整備（改築）	現状の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する。
	廃止	施設を解体・撤去する。

(「安全性・機能性」の評価)

- ・ 「安全性・機能性」については、表 7 のような考え方にに基づき「良」「劣」の判定を行う。判定にあたっては、同種施設の相対評価が可能となるよう一定の指標を定め、施設ごとに評価する。

表 7 「機能性・安全性」判定の評価の考え方

評価基準	フロー判定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。 ・ 部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低く、日常的な保守管理および経過観察を行う。 ・ 法定点検での是正報告が無い、または是正事項が既に改善されている(改善予定) ・ スポーツ施設の安全に関する対策がなされている。 	→良
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的もしくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修もしくは改修が必要となる。 ・ 劣化・不具合等の事象が、重大な事故、施設の利用制限、または緊急に補修もしくは改修が必要となる。 ・ 法定点検での是正報告があるされており、是正が長期間放置されている、もしくは重大な事故、施設の利用制限が想定される。 ・ 重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない。 	→劣

表 8 評価基準の参考事例

指標	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に健全である ・ 緊急の修繕の必要が無い場合、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している ・ 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に劣化が進行している ・ 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの
D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に顕著な劣化である ・ 重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされる

出典：「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成 24 年 4 月国土交通省都市局公園緑地・景観課）

（「経済性」の評価）

- ・ 「安全性・機能性」の評価において、「劣」と判定された施設について、「経済性」に関する評価を行う。
- ・ 「経済性」の評価においては、施設の現況評価により改善が必要と判断され、改善に必要な改善コスト、維持管理コスト、収入（利用料金等）などを総合的に評価し、施設の方向性について「改善」または「改廃」で判定する。
- ・ 各コストの評価手法としては、例えば標準偏差を用いて相対評価を行う方法（図 12）や、人口一人当たりの発生コストから維持管理に掛けられるコストの目標値を設定して施設ごとに絶対評価を行う方法が考えられる。
- ・ 収支バランスについては、施設の補修や改修のみではなく、維持管理や運用方法の見直しにより改善される可能性もあるため、評価に当たっては留意する必要がある。

表 9 「経済性」判定の評価基準

評価基準	フロー判定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。 ・ 収入が多く、今後も施設利用が見込める。 ・ 維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。 	→良
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善コストおよび維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性が無い。 ・ 相対的、もしくは目標値に対して、著しく状況が悪い。 	→劣

(用語解説)

- ・ 改善コスト：施設の現況評価により改善が必要と判断され、改善に必要なコスト。詳細なコスト算出ができない場合は、施設の現況評価が低い施設、およびこれまで大規模改修等を実施しておらず竣工年が古い施設は、改善コストにかかるコストが多いと判断される。
- ・ 維持管理コスト：今後発生が見込まれる更新修繕費、運営管理費、光熱水費等のコスト
- ・ 収入：利用料金収入。収入が多いほど施設利用が多く、自己財源が確保されている。

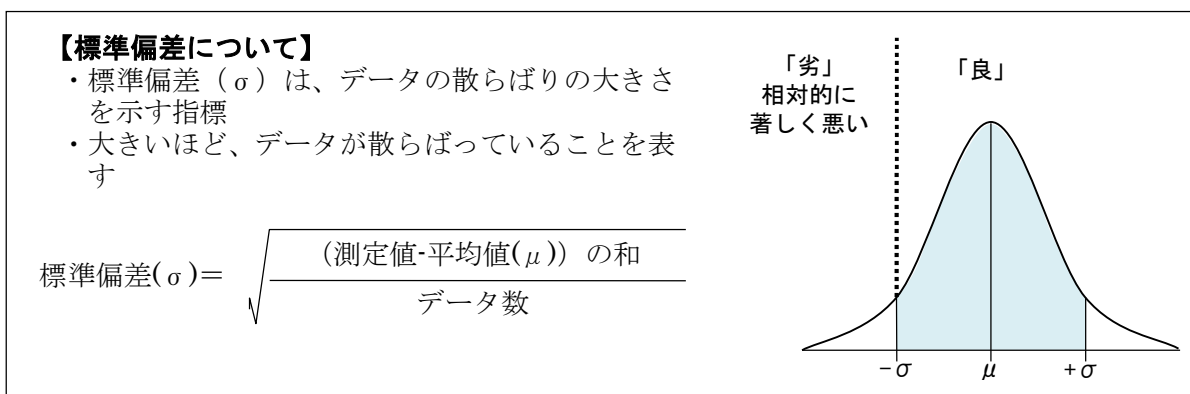


図 12 標準偏差による相対評価の方法 (参考)

(2) 施設の整備手法の検討

解説)

- 施設の方向性が「維持」または「改善」と判断された施設（屋内運動施設）は、「耐震性」の評価を行い、施設の整備手法について検討を行う。

（「耐震性」の評価）

- 「耐震性」の評価手順は、図 13 に示すとおりとする。
- 「設計時の耐震基準の確認」においては、いつの耐震基準により設計されていたかを確認する。耐震基準は、1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日で変わるため竣工日が近い場合は、建築確認申請の審査済証の完了日付で確認を行うこと。旧耐震基準で設計された建物は、耐震診断の実施が必要となり、その実施有無および耐震診断結果を確認する。新耐震基準により設計された建物については、「耐震性」は問題なしと判定する。
- 耐震診断の実施が必要であるが診断を実施していない建物は、現時点では「耐震性」を判断できないため、問題ありと判定する。
- 耐震診断を実施した建物のうち、耐震改修の必要性が無いと判断された建物は、「耐震性」に問題なしと判定する。耐震改修が必要と判断された建物は、耐震改修設計を行い、耐震改修工事を実施する。
- 耐震改修が必要と判断された建物のうち、耐震改修が未実施の建物は、「耐震性」に問題ありと判断する。耐震改修工事が実施された建物は、「耐震性」に問題なしと判定する。

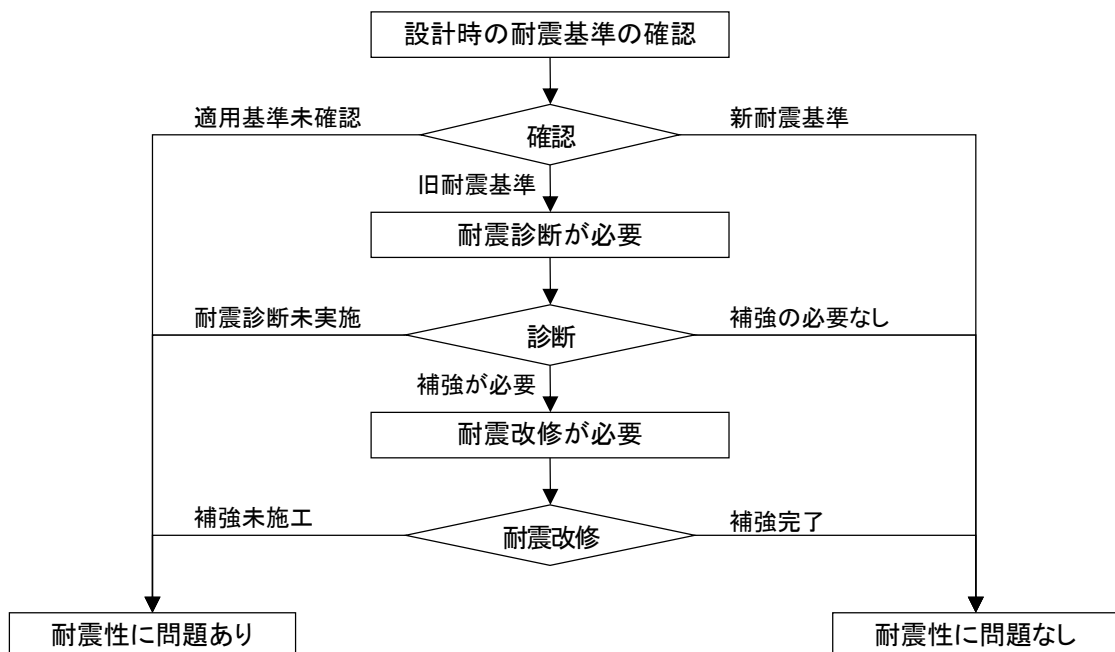


図 13 「耐震性」評価のフローチャート

(施設の整備手法)

- ・ 施設の方向性が「維持」と判定された施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は「耐震改修」を実施する。耐震性に問題がない場合は、長寿命化を図りながら計画的に保全を実施し、建物を適切に維持する。
- ・ 施設の方向性が「改善」と判定された施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は、「耐震改修」を実施する。耐震性に問題がない場合は、「機能改修」を実施する。なお、「耐震改修」と合わせて、機能改修を実施することが効率的であると判断された場合は、同時に実施することでも良い。
- ・ 屋外運動施設等の建築物として取り扱われない施設については、「耐震化」の評価は実施しなくとも良い。施設の方向性で「維持」と判定された施設の整備手法は「緒寿命化」、「改善」と判定された施設の整備手法は、「機能改修」とする。
- ・ 施設の方向性が「改廃」と判断された施設は、「再整備」もしくは「廃止」となるがこの判断については、「スポーツ環境評価(2次評価)」を実施することが望ましい。ただし、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては、この評価で「廃止」と判断することは可能である。

(3) 評価結果のとりまとめ

解説)

- ・ 施設の現況評価を実施するにあたり、収集・整理された情報および評価結果については、「スポーツ施設の現況調査シート」(図 9)によって施設ごとにとりまとめ一元的に管理する。

基本情報				現況写真	
施設	施設名称	施設名称を記載			
	施設種別	施設種別（例：体育館、プール、グラウンド等）を記載			
	屋内外の別	屋外・屋内施設の別を記載			
建設	竣工年	1999	年	写真・備考	
	供用開始年	1999	年		
	設計者	設計者を記載			
	施工会社	施工者を記載			
	運営形態	直営、委託、指定管理委託、PFI、包括管理 等を記載			
規模・構造	敷地面積	10,000	m ²	写真・備考	
	延床面積	10,000	m ²		
	建築面積	10,000	m ²		
	競技エリア面積	10,000	m ²		
	構造	構造の種別を記載			
	PH階	1	階		
	地上階	3	階		
	地下階	1	階		
競技	競技種目・面数（1）	面	競技可能な種目を記	写真・備考	
	競技種目・面数（2）	面	競技可能な種目を記		
	競技種目・面数（3）	面	競技可能な種目を記		
	競技種目・面数（4）	面	競技可能な種目を記		
	競技種目・面数（5）	面	競技可能な種目を記		
観覧	観覧席（固定）	1,000	席	写真・備考	
	観覧席（可動）	200	席		
その他の機能	照明設備	有無等記載			
	防災計画上の位置づけ	避難所、避難場所等の指定内容を記載			

施設の現況評価（1次評価）				
項目	現況評価	状況	判定	
安全性 機能性	安全性	A	状況について概要を記載	
	機能性	B	状況について概要を記載	
	法令適合性	A	状況について概要を記載	
	屋外運動施設	B	状況について概要を記載	
	安全対策	A	状況について概要を記載	
	その他		状況について概要を記載	
経済性	改善コスト	A	状況について概要を記載	
	維持管理コスト	A	状況について概要を記載	
	収入	A	状況について概要を記載	
	その他		状況について概要を記載	
耐震性	耐震基準	新/旧	状況について概要を記載	
	耐震診断の実施	未/済	状況について概要を記載	
	耐震改修の実施	未/済	状況について概要を記載	
	その他		状況について概要を記載	

施設の方向性	維持改善 改廃	整備手法	長寿命化 耐震改修・機能改修 再整備・廃止
2次評価の必要性		有/無	

その他特記事項

図 14 スポーツ施設の現況調査シート（参考）

3.4. スポーツ施設の環境評価（2次評価）

各地方公共団体のスポーツ施設全体の方針に基づき、施設の現況評価に加え、スポーツ施設の提供・利用等の視点から評価を行い、個別施設の基本方針を定める。

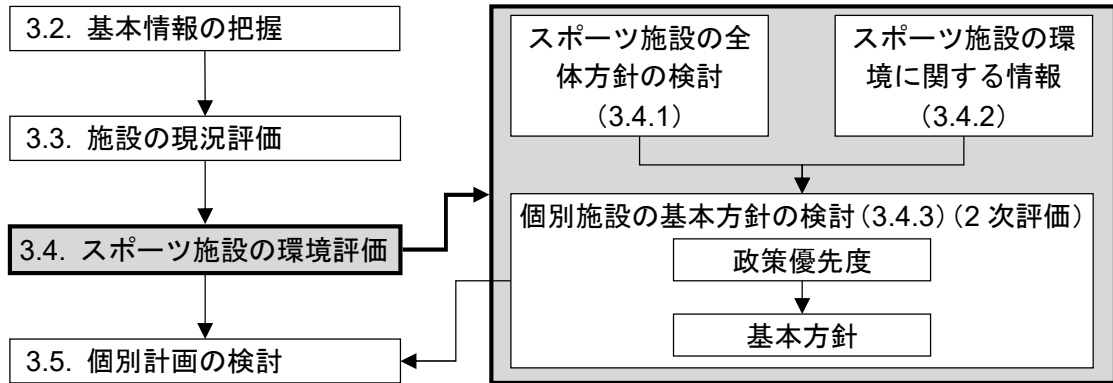


図 15 2次評価の流れ

3.4.1. スポーツ施設に関する全体方針の検討

各地方公共団体が保有するスポーツ施設全体の総合的な考え方や方針について検討し、その結果を記載する。

解説)

- ・ 総合計画や地域スポーツ振興計画、公共施設等総合管理計画等の地方公共団体が定める上位・関連計画に基づくとともに、人口動態（人口増減や年齢別人口の推移）、各種競技の取組状況、地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体としてのスポーツ施設全体の更新・運営維持管理等の政策・施策の方向性や方針を検討し定める。
- ・ この際、「住民用施設」、「競技用施設」、「スタジアム・アリーナ」の機能分担も勘案して、総合的に検討することが必要である。
- ・ また、社会体育施設に関わる地域スポーツ施設（学校教育施設、都市公園の運動施設、民等）、近隣の地方公共団体が保有するスポーツ施設、および民間スポーツ施設との相互連携を考慮することが必要である。

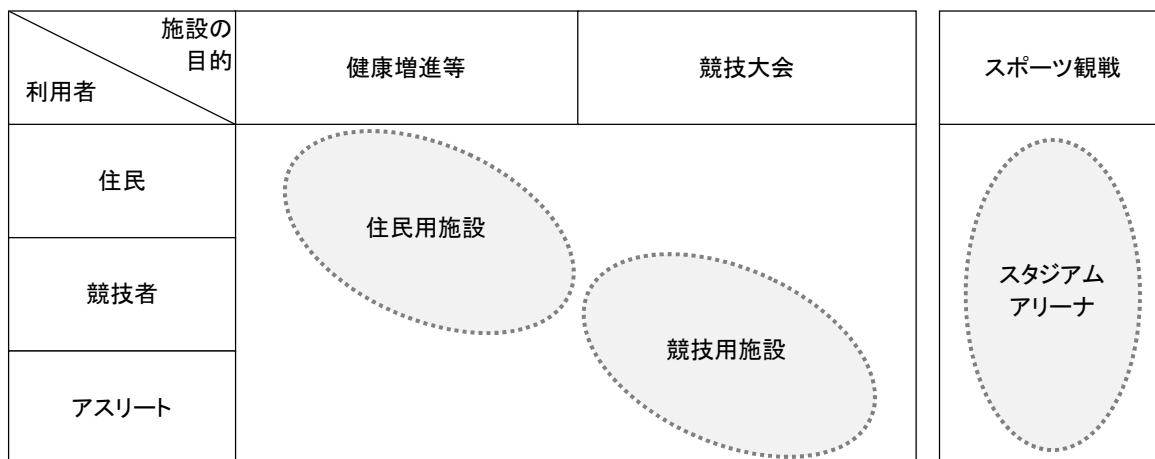


図 16 スポーツ施設の機能分担のイメージ

3.4.2. スポーツ施設の環境に関する情報の収集・整理

各地方公共団体が保有するスポーツ施設の環境に関する情報を収集・整理し、その結果を記載する。

解説)

- ・ スポーツ施設の環境を明らかにするために、スポーツの利用・運営の側面から各種情報を収集・整理する。
- ・ 収集する情報は、表 10 が考えられる。

表 10 スポーツ施設の環境に関する情報（例）

項目	細目（例）	活用先
利用状況	利用人数、利用率	政策優先度の検討
ニーズ	地方公共団体が保有するスポーツ施設全般や個々のスポーツ施設に対する競技団体および市民等のニーズ・満足度 また、関連施設を利用していない市民のニーズ・満足度の把握にも留意すること	
競技種別	地方公共団体が注力している競技 特異性の高い競技施設	
競技レベル	個々の施設で可能な競技レベル（一般市民利用、中高の大会開催、国体やプロスポーツの試合の開催）	
利用目的	健康増進、団体活動、競技大会	
防災	地域防災計画上の位置づけ（避難所、避難場所等の指定）	
利用圏域	地方公共団体の各地区のスポーツ施設の配置状況、利用者の居住地	政策優先度の検討 総量コントロールや施設不足の解消での個別計画の検討
施設分布	スポーツ施設の競技種別の地域別分布	

（利用状況）

- ・ サービスについては、施設がどの程度利用されているかを示す情報として、施設の利用人数や利用率に関する情報を収集・整理する。例えば、施設や施設の所管部局へのアンケート調査やヒアリング調査を行って収集する。決算資料等とりまとめた資料がある場合は、それらを活用してもよい。
- ・ 利用人数の採り方には、延べ人数と実利用人数がある。なお、それぞれの意味合い

が異なるため、どちらか一方の把握でもよいが、両方の数値を収集することが望ましい。

(ニーズ)

- ・ 競技団体および市民を対象に、地方公共団体内のスポーツ施設全般や個々の施設に対するニーズや満足度を収集・整理する。例えば、ニーズを把握するためのアンケート調査の実施や、実施予定の他のアンケート調査にスポーツ施設の設問を含めるなどして収集する。
- ・ なお、関連施設を利用していない市民のスポーツに対するニーズ・満足度の把握にも留意する。

(競技種別)

- ・ 「3.4.1 スポーツ施設に関する全体方針の検討」で検討した結果を参照する。

(競技レベル)

- ・ 個々の施設で実施できる競技のレベルを収集・整理する。例えば、設計時の資料や利用実態の履歴等を参照する。

(利用目的)

- ・ 利用目的については、健康増進、団体活動（サークル、地域スポーツクラブ等）、競技大会等、どのように使用されているかを収集・整理する。例えば、使用実態の履歴等を参照する。

(防災)

- ・ 地域防災計画における位置づけを踏まえて検討する。

(利用圏域)

- ・ 施設利用者の居住地を調査し、どの範囲の居住者が施設を利用しているかを収集・整理する方法も。例えば、施設利用時の記帳や利用者アンケート調査等により把握する。各施設で把握している情報がある場合は、それらを活用してもよい。

(施設分布)

- ・ 地方公共団体内の各地区のスポーツ施設の過不足状況を整理する。例えば、縦軸にスポーツ施設の種別、横軸に地区をとり、スポーツ施設をプロットした実態マップ等を作成する。

【施設評価の参考事例】 ※1次評価に関する事例も含む
事例 4、事例 5、事例 6、事例 7、事例 8、事例 9

3.4.3. スポーツ施設の環境に関する情報に基づく基本方針に関する検討

収集した情報をもとにスポーツ施設の環境を評価する。個別施設の方向性（1次評価結果）にスポーツ施設の環境の評価結果を加えて基本方針を検討し、その結果を記載する。

解説)

(基本方針の概要)

- ・ 基本方針の概要は、表 11 が考えられる。

表 11 基本方針の概要

基本方針	内容
(スポーツ施設としての)機能保持	保有している施設を今後もスポーツ施設として維持管理し、利用し続ける方針である。
総量コントロール	保有している施設を将来的に維持管理し続けることが困難な場合、保有する施設数を削減する方針である。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態であるため、利用できる施設数を増やす方針である。

(基本方針の選定フロー)

- ・ 「施設評価（1次評価）」における「施設の方向性」に、政策優先度を加味して、基本方針を設定する2次評価の基本的な検討の流れを図 19 に示す。

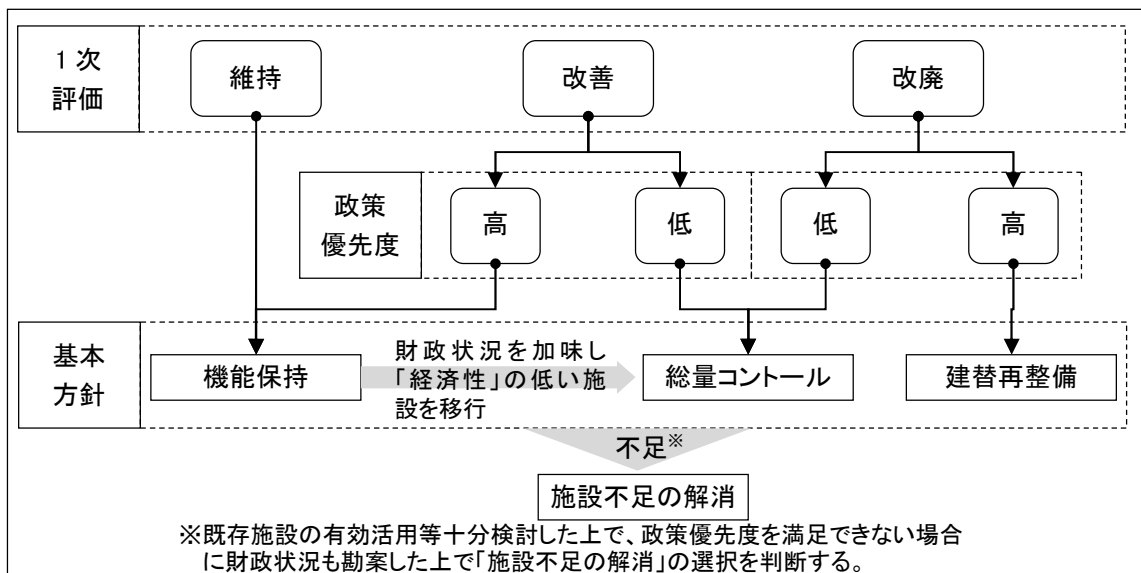


図 17 2次評価の基本的な検討の流れ（案）

(政策優先度の設定)

- 基本方針の検討に当たって、「政策優先度」を設定する必要がある。
- 利用状況およびニーズが高い施設は、政策優先度は「高」と設定する。
- 利用状況もしくはニーズが低い施設は、表 10 の「利用状況」や「ニーズ」に加え、スポーツに関する方針に基づく地方公共団体として力を入れていくべき「競技種別」、当該競技種別に求める「競技レベル」や「利用目的」、「防災」等を勘案した上で、「政策優先度」を総合的に検討することが望ましい。

3.5. 個別計画の検討

スポーツ施設の基本方針に基づき、個別施設に適用可能な手法および今後の行動計画を検討し、個別計画としてとりまとめる。

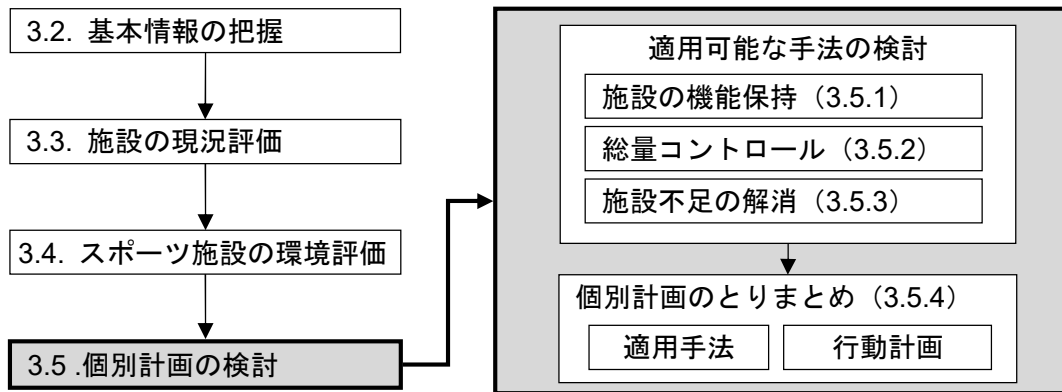


図 18 個別計画の検討の流れ

解説)

- ・ 2次評価の基本的な検討の流れに基づいて検討した結果を、1次評価結果と政策優先度を2軸とするマトリクスに整理すると図 19 に示すとおりである。マトリクスは施設種別ごとに作成する。
- ・ 基本方針の検討結果に基づき、個別計画を検討する。

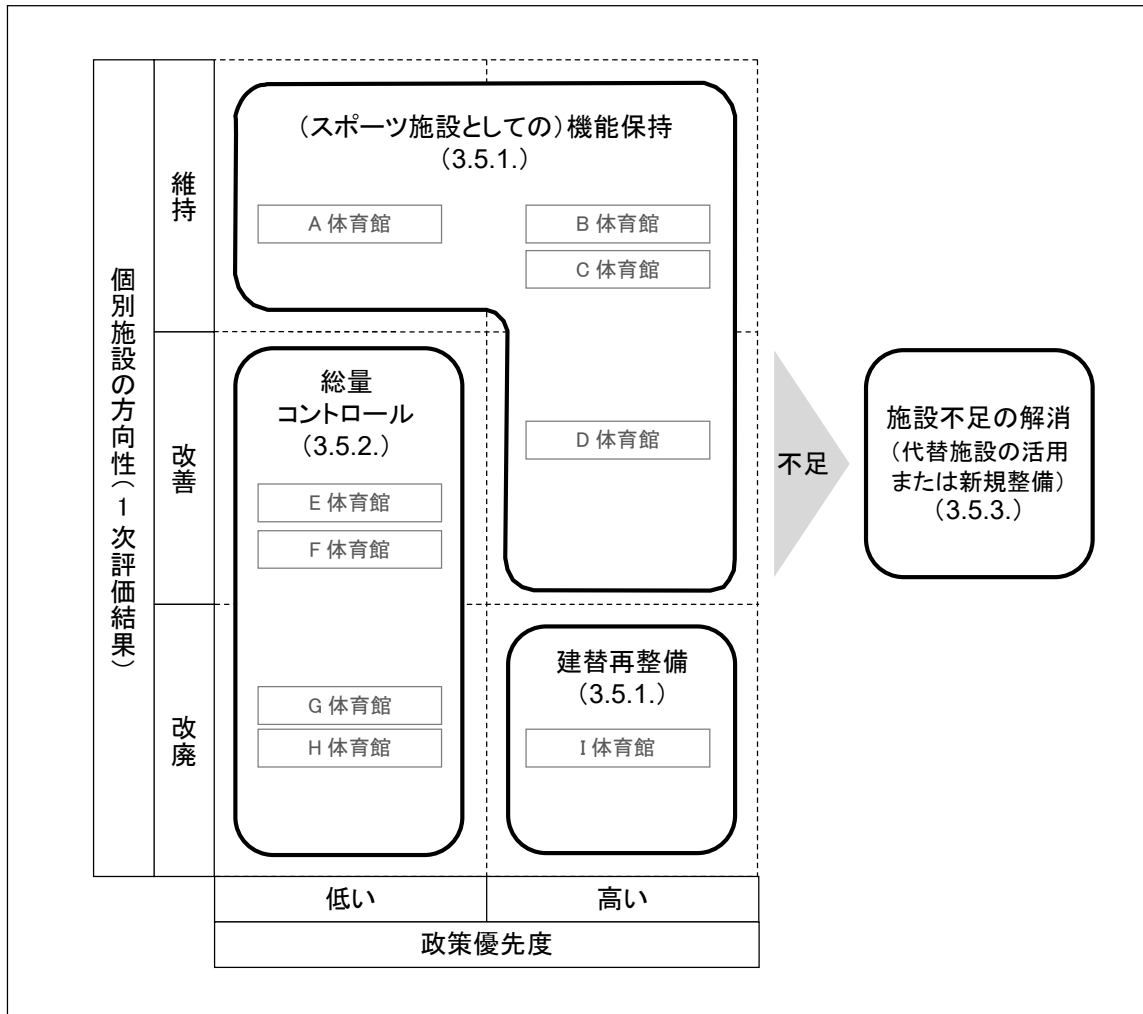


図 19 2次評価のマトリクス (案)

(個別計画の検討)

- 基本方針に基づき、個別施設に適用可能な手法を検討する。
- なお、表 10 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づいて、スポーツ施設の特徴や偏りといった地域性を加味した上で、「総量コントロール」や「施設不足の解消」における適用可能な手法の検討を行う。
- 各施設について、適用手法の留意事項を踏まえて実施内容と実施時期を検討し、行動計画（アクションプラン）を作成する。

3.5.1. スポーツ施設の機能保持

解説)

- ・ 「(スポーツ施設としての) 機能保持」における適用手法の選択の考え方を図 20 および表 12 に示す。
- ・ 「長寿命化」「機能改修」「耐震改修」は、施設の現況評価（1 次評価）の施設の整備手法の選定結果に基づき選択する。

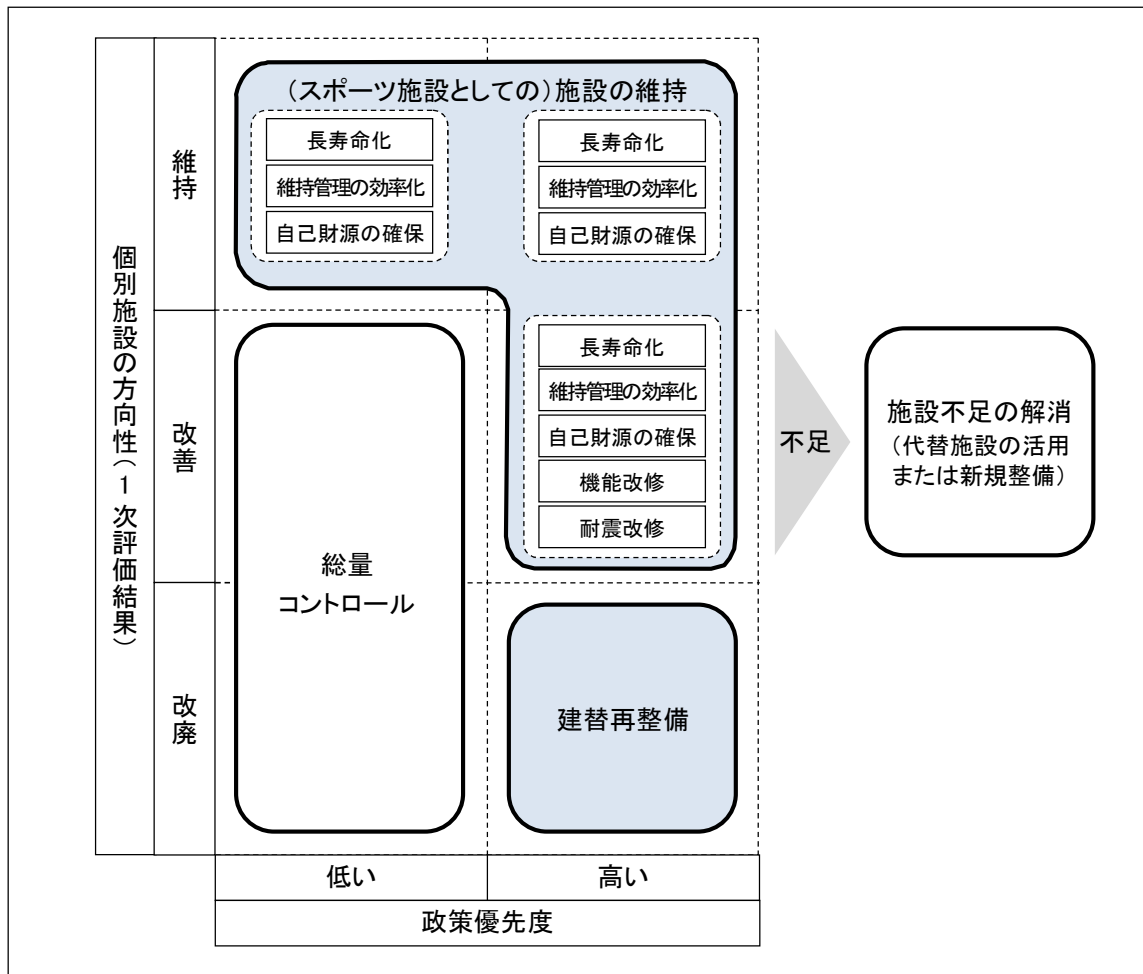


図 20 「施設の維持」等における適用手法の選択

表 12 「施設の維持」等で適用可能な手法

手法	内容	適用の観点
長寿命化 (計画保全)	劣化の早期段階に予防的な改修や計画的な大規模改修を実施し、良好な施設状態を維持すると共に、現在の建物の耐用年数を延ばす手法。	・該当する全ての施設に適用する。
維持管理の効率化	指定管理委託や包括管理委託等、民間事業者のノウハウを取り入れ、効率的な運営方法や管理方法を取り入れる手法。	・施設を維持、運営していくにあたり、管理上の課題がある全ての施設に適用する。
財源の確保	PFI/PPP等の民間財源を活用した整備や受益者負担の考えに基づいて使用料の見直しを行う等、地方公共団体の財源に頼らない財源を確保する手法。	・施設を維持、運営していくにあたり、地方公共団体等の財源確保に課題がある全ての施設に適用する。
機能改修	経年劣化および社会的劣化への対応を目的とした改修を行う手法。	・施設の構造体、仕上、設備等の経年劣化が見られる施設に適用する。 ・設備の陳腐化や利用者ニーズの変化等の社会的劣化への対応が迫られる施設に適用する。
耐震改修	耐震性が不足していると診断された建物の、安全性を確保することを目的に改修を行う手法。	・現行の耐震基準に対する耐震性能を満たしていない施設に適用する。
建替再整備	現在の敷地または別の敷地に、同一目的の施設を整備する手法。	・施設の安全性および機能が著しく劣化しており、将来的にも利用性や必要性が高いと判断できる施設に適用する。

3.5.2. 総量コントロール

解説)

- ・ 「総量コントロール」における適用手法の選択の考え方を図 21 および表 13 に示す。
- ・ 個別施設の方向性が「改善」と判断された施設について、表 10 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づく「地域性」(必要性やニーズ等)を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに『廃止』を適用する。

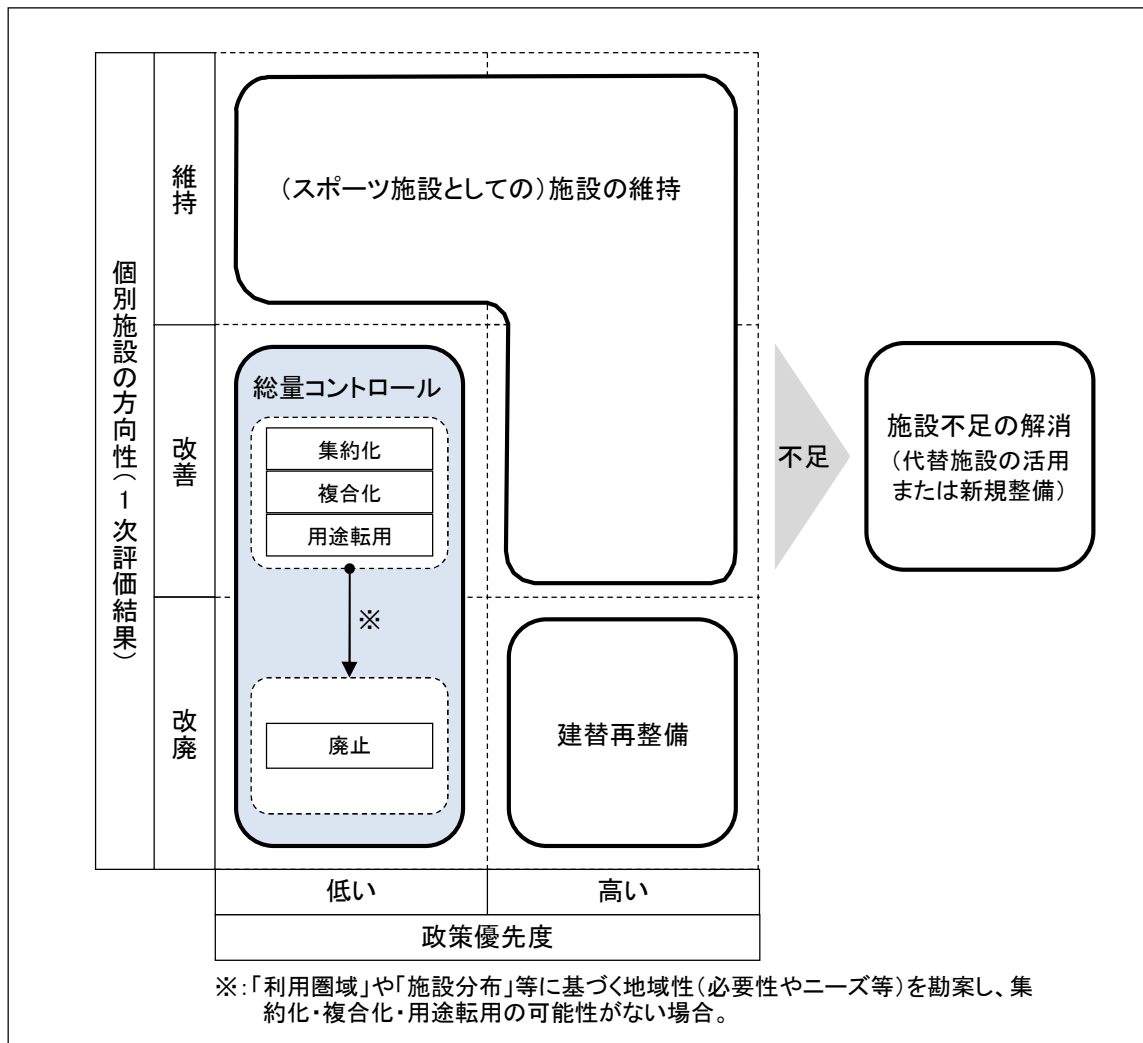


図 21 「総量コントロール」における適用手法の選択

表 13 「総量コントロール」で適用可能な手法

手法	内容	適用の観点
集約化	類似した機能をもつ複数の施設を同一の建物にまとめる手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設に適用する。 ・立地する地区周辺で集約可能なスポーツ施設があるか確認する。 ・複数のスポーツ施設を一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができるかを確認する。
複合化	異なる機能をもつ複数の施設を単一の建物にまとめる手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設に適用する。 ・立地する地区周辺で複合可能な施設があるか確認する。 ・スポーツ施設とは異なる機能を含んだ施設になることから、複合する施設の事業所管部局と調整する。
用途転用	既存施設や廃止施設の機能・用途を変更し、新たな施設として効率的利用を図る手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設に適用する。 ・立地する地区周辺で必要とされている用途や不足している用途を確認し、転用用途を検討する。 ・スポーツ施設とは異なる用途となるため、転用用途の所管部局と調整する。
廃止	施設やそこでの行政サービスを廃止し、施設を解体・撤去する手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改廃」と判断された施設に適用する。 ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設について、立地する地区周辺において集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに廃止を適用する。 ・現時点での利用性だけでなく、政策を踏まえての必要性などを検討する。 ・施設を廃止する場合、施設利用者が近隣施設を使用できるかなどを確認する。

3.5.3. 施設不足の解消

解説)

- ・ 「施設不足の解消」における適用手法の選択の考え方を図 22 および表 14 に示す。
- ・ 表 10 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づく「地域性」を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は、「新規整備」を検討する。

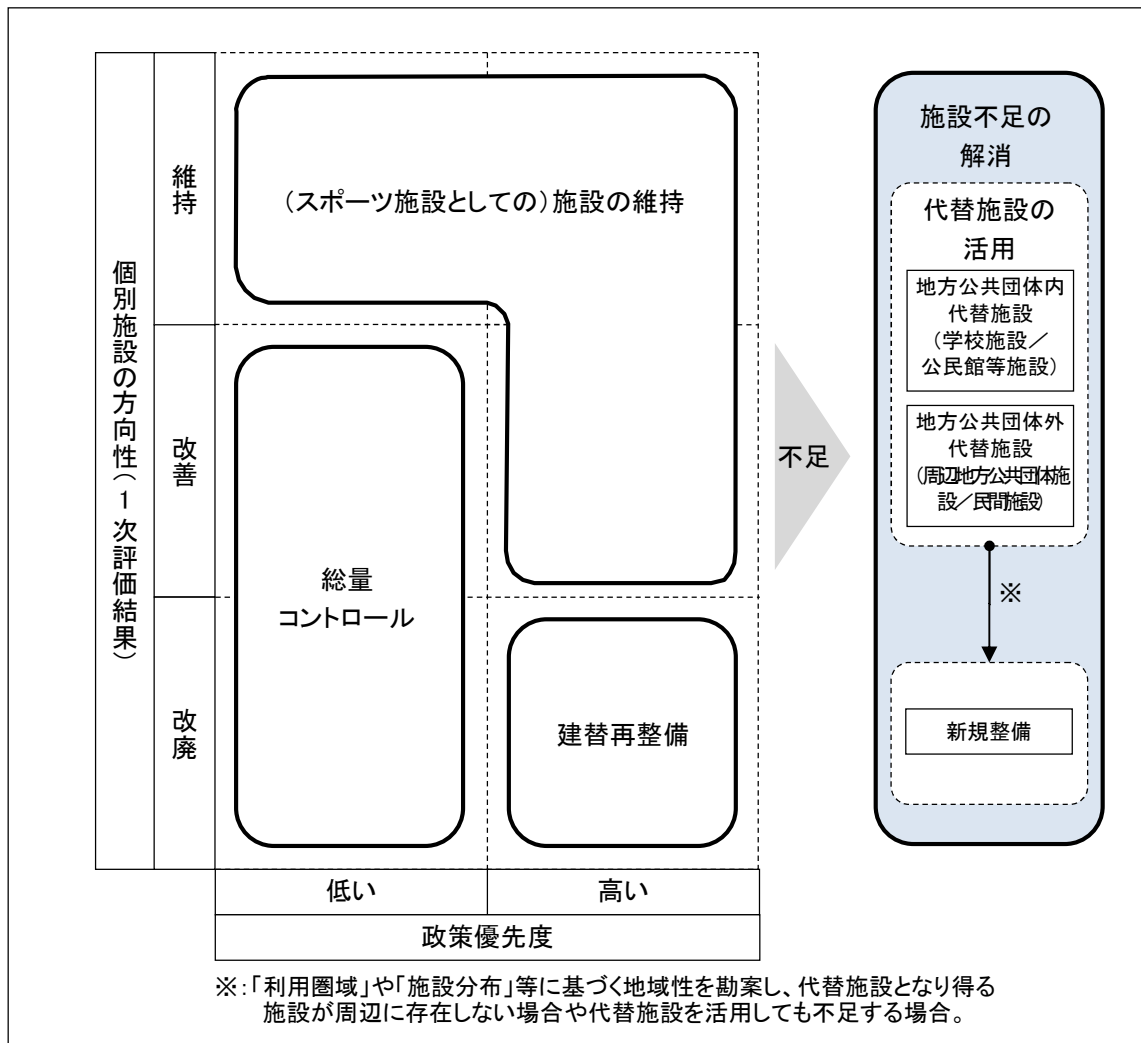


図 22 「施設の不足の解消」における適用手法の選択

表 14 「施設不足の解消」で適用可能な手法

手法	内容	適用の観点
<p>地方公共団体内の代替施設の活用</p>	<p>地方公共団体内の学校施設（体育館、武道場、グラウンド等）や公民館等のスポーツ施設を、一般市民のスポーツ施設の環境として活用する手法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設（学校施設、公民館等）が、スポーツ施設が立地する地区周辺にあるかを確認する。 ・代替施設となる施設の所管部局と調整する。 ・なお、中学校の体育施設の夜間限定の開放や学校教育施設の体育施設の統合等、地域の実情を踏まえた対応を検討する。
<p>地方公共団体外の代替施設の活用</p>	<p>隣接する地方公共団体の施設や民間施設を、一般市民のスポーツ施設の環境として活用する手法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設（隣接する地方公共団体の施設、民間施設）が、スポーツ施設が立地する地区周辺にあるかを確認する。 ・代替施設となる施設の管理者と調整する。 ・近隣の各地方公共団体で所有するスポーツ施設の情報を共有し、実施競技の役割を分担し、広域的に連携してスポーツ施設を活用する方策を検討する。
<p>新規整備</p>	<p>新たに施設を整備する手法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代替施設となり得る施設が存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合に適用する。 ・政策方針により新規整備が必要とされる場合に適用する。

3.5.4. 個別計画のとりまとめ

解説)

- ・ 個別施設毎に適用可能な手法を選定するとともに、今後の施設の運用、維持管理、整備に関する行動計画を作成し、個別計画としてとりまとめる。

施設名	基本方針	適用手法	具体的な実施内容	スケジュール								
				2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)	2022(H34)	2023(H35)	2024(H36)	2025(H37)	2026(H38)
A体育館	機能保持	長寿命化	・定期的な点検を実施し、不具合箇所がある場合は早急な対応を行う。	定期的な点検の実施								
C体育館	機能保持	長寿命化 自己財源の確保	・定期的な点検を実施し、不具合箇所がある場合は早急な対応を行う。 ・利用料金の見直しを行う。	利用料金の検討・調整	新料金適用							
D体育館	機能保持	機能改修	・内外装、床等の劣化の改修を行う。 ・ユニバーサルデザインに基づいたトイレや更衣室の整備を行う。	仕様の検討	設計	工事						
E体育館	総量コントロール	集約化	・近隣で老朽化が進んだF体育館を集約化する。		集約計画	住民・利用者との合意形成						
G体育館	総量コントロール	廃止	・行政サービスを停止し、施設を解体する。		廃止計画	住民・利用者との合意形成	解体工事					
I体育館	建替再整備	建替再整備	・同地で建替えを行う。 ・再整備にあたって、機能の検討等を行う	再整備方針の検討	住民等との合意形成	設計	解体工事	工事				
X小学校体育館	施設不足の解消	地方公共団体内代替施設	・夜間および土日の施設利用を一般開放する。	所管部署との	供用開始							
〇〇市Z体育館	施設不足の解消	地方公共団体外代替施設	・隣接する〇〇市の体育館を〇〇市民と同条件で利用できるようにする。	調整・協定締結	利用開始							

図 23 個別計画の作成イメージ

【基本方針および個別計画の参考事例】
事例 10、事例 11、事例 12

3.6. 計画の実施方法

3.6.1. フォローアップの実施方針

スポーツ施設のストック適正化計画を推進するためのフォローアップの実施方針を記載する。

解説)

- ・ 本計画の実施状況等について評価を行い、必要に応じて計画を改定するスケジュール（案）等を検討する。
- ・ PDCA サイクルの各段階でどのような確認を行うのかを記載する。
- ・ 進捗評価にあたっては、KPI（重要業績評価指標）を設定するなど定量的な目標や事業実施状況を把握するとともに、住民意向の把握に基づいて評価を行っていくことが望ましい。

3.6.2. 策定・取組体制

スポーツ施設のストック適正化計画を推進する組織や組織の横断的な調整を行う会議体等の体制について記載する。

解説)

- ・ 本計画の推進にあたって中心となる部局を決定する。
- ・ スポーツ施設は複数の所管部署にまたがる場合が多いため、組織横断的な情報共有や協議・調整を行う会議体を組織する。現行の会議体で担うことができる場合は、それらを活用する。
- ・ また、スポーツ振興に携わる公益団体、体育協会、指導者等も交えた議論の場の設置等を検討する。

3.6.3. 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進

個別計画の実行にあたっての施設利用者や住民に対する情報共有・合意形成の方針について記載する。

解説)

- ・ 個別計画の実施にあたっては、施設利用者や住民への影響があるため、情報共有や合意形成の方針について検討する。